

みさと

# 農業委員会だより

美里町農業委員会

美里町木間塚字中央1番地  
TEL 58-1214 FAX 58-1216

第21号

平成29年8月1日  
発行



～ 新しい農業のカタチ 土地利用型野菜へ挑戦！～

## 主な内容

平成29年度事業計画  
農業委員会が変わります  
農業委員会からのお知らせ  
農家相談所開設  
農地パトロール  
農業者年金のご案内  
農家訪問  
編集後記

参加した集落営農組合の組合長ら9人は、機械による収穫作業の視察や栽培管理の要点等の説明を受け、具体的な作業内容や生産費用、収益性等について質問や意見交換を行いました。今後、新たな生産の取り組みや、さらなる規模拡大が期待されます。

美里地域農業再生協議会では、水田で生産を行う土地利用型野菜の生産拡大による野菜の産地化を進めています。

産地としての認知度を上げるためには、生産面積の拡大、取引量の確保は必須条件です。この産地化の実現に向け、美里町内で大規模にたまねぎの生産を行っている農事組合法人みらいす青生のほ場において現地研修会が開催されました。

たまねぎの研修会を開催  
生産拡大へ期待

# 平成二十九年度事業計画を設定

四月二十五日開催の第四回総会において、今年度の事業計画を設定しました。

## 平成二十九年度事業計画

### 基本方針

農業委員会は、平成二十八年四月一日より施行された農業委員会法の改正を踏まえ、農地利用の最適化の推進を図りながら、農業・農村の所得向上を目指し、大きな役割と責務を担うこととなりました。役割の重要性を認識し、農業者から評価される活動を着実に実践し、その責務を果たすことが求められています。

「農業者の代表機関」として農地の有効利用、担い手の育成・確保等、地域農業課題への積極的な関与を図ってまいります。



美里町農業委員会は、本町農業の更なる再生・発展に向け、関係機関・団体と連携を図りながら、下記の重点事項に取り組みます。

### 主な重点事項

- ① 耕作者の権利の保全及び取得の促進
- ② 農地の相続等の届出に関する周知徹底
- ③ 優良農地の保全・転用等の効率利用の促進
- ④ 利用状況調査による遊休農地の把握と解消対策の強化
- ⑤ 農地等の利用の最適化の推進
- ⑥ 農地中間管理事業活用の推進
- ⑦ 新規就農者・青年農業者への支援
- ⑧ 農業者年金制度の周知・加入推進
- ⑨ 農業に関する相談活動の実施
- ⑩ 賃借料情報提供の実施及び適正な農作業標準賃金の策定

## 女性農業者研修会に参加しました

農業委員 福田 なほ子

美里町農業委員会では、美里町農業者年金加入者協議会・美里町認定農業者連絡協議会との共催で、毎年、女性農業者研修会を開催しています。

今回は、仙台市にある農家レストラン「もろやファームキッチン」を視察してきました。

初めに農業者年金加入推進部長の三浦淳子委員より農業者年金制度についての研修がありました。農業者年金は農業者にとつてたくさんさんのメリットがある農業者のためにできた制度であり、近年は女性の加入者も増えてきております。続いて、もろやファームキッチン代表の営業さんよりレストラン開業の動機や経営方針などをお話しいただきました。「いろいろと苦労もありましたが、多くの人との出会い、そして繋がりがなにより財産です」と話されていたのが印象的でした。

旬の野菜の持ち味を生かした数々の料理にも皆さん満足の様子でした。私たち女性農業委員も地域の方々との繋がりを密にし、少しでもお役に立てればと心がけております。今後多くの人に参加していただけるよう、女性の視点と感性を活かしているところと提案してまいります。





## 農業委員会が変わります

### ここが変わる！農業委員会法改正のポイント

### 美里町は平成30年4月20日から新制度に移行します

担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図るため、制度が改正され、平成28年4月1日に施行されました。

#### 1 農業委員会の役割が「農地利用の最適化」として強化

従来の農地法等に基づく許認可事務に加え、農業委員会の重点業務として、農地利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が必須業務として位置づけられました。

#### 2 農業委員の選出方法が変わります

##### ①公選制から任命制へ

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから町長が町議会の同意を得て任命する方法に変わります。

町長は、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め、公募も行います。

##### ②認定農業者を過半に、利害関係者以外も登用

農業委員の過半数は原則として認定農業者になります。また、利害関係のない者が1人以上含まれるようになります。

##### ③女性や青年の登用促進

町長は、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮します。

#### 3 農地利用最適化推進委員の新設（※美里町は推進委員の設置義務がありません）

農業委員会は、農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱する必要があります。（美里町は担い手への利用集積等、政令で定める基準に該当している農業委員会のため、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができます。）

美里町農業委員会の現農業委員の任期は平成30年4月19日までとなっております。現在、新体制づくりに向けて準備をすすめており、今後、候補者の推薦・募集を行う予定です。

### 農地の権利移動・設定・転用等状況

(平成28年4月から平成29年3月まで)

項目		事由	件数	面積 m <sup>2</sup>
農地として利用するための移動 (農地法第3条許可)	所有権移転	売 買	9	39,762
		贈 与	8	84,454
		交 換	-	-
		小 計	17	124,216
	賃貸借権の設定		6	44,302
	使用貸借権の設定		14	208,840
合 計		37	377,358	
賃貸借の解約(農地法第18条通知)			9	10,318
農地として利用するための移動 (農用地利用集積計画)	利用権の設定(賃貸借)		158	1,256,302
	所有権移転(売 買)		33	128,154
	所有権移転(交 換)		1	3,030
	農地中間管理事業		61	639,598
	合 計		253	2,027,084
農地の転用 (農地法第4・5条許可)		自 己 転 用	4	1,589
		権利移転を伴う転用	26	23,830
		合 計	30	25,419

#### 農家のための情報誌



全国農業新聞は地域農業者の代表である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。ぜひご購入ください。



- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月額700円
- 申込先：農業委員会事務局

## 農業委員会からのお知らせ

### 定例総会

農業委員会総会は毎月25日に開催します。(25日が休日等の場合は変更することがあります。)どなたでも傍聴できます。また、議事録を美里町ホームページに掲載しています。

### 農地の売買・貸借・転用等は許可が必要です

耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。

農地を売ったり、貸したり、宅地にしたりするときは「農地法」に基づく許可が必要です。

無断転用や事業計画どおりに行われていないと、工事の中止や現状回復等の命令がなされる場合があります。従わない場合は、罰則等の適用もありますので、ご注意ください。

申請書等の受付締切日は毎月10日です。(10日が休日等の場合は休日明け締切となります。)

### 農業経営改善計画の申請について

認定農業者になるための農業経営改善計画の申請について、平成29年度から産業振興課で事務を行うこととなりました。申請手続き・相談等がありましたら産業振興課にお問い合わせください。

### 転用完了後や非農地証明による地目変更登記はお済みですか？

農地転用の許可を受けた土地または非農地証明書の交付を受けた土地は、工事完了後等に速やかに法務局で地目変更登記を行ってください。

## 農家相談所開設

平成29年度は5月から開催しています。

農業委員会では、農家の皆さんの悩み・疑問に答えるため、農業委員による農家相談を開催しています。農地に関する困りごと等の相談を受け付けておりますので、お気軽においでください。

**開催日** 8月21日(月)、9月20日(水)、10月20日(金)、11月6日(月)、11月20日(月)

**時間** 午前9時から12時まで

**場所** 美里町南郷庁舎 農業委員会会長室

12月以降の開催日については、広報みさと及び次回の農業委員会だよりでお知らせします。



## 8月3日・4日 農地パトロール(利用状況調査)を実施します！

農業委員会は、農地法に基づき、毎年1回、町内の全農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。農地に立ち入る場合もありますので、ご理解をお願いします。

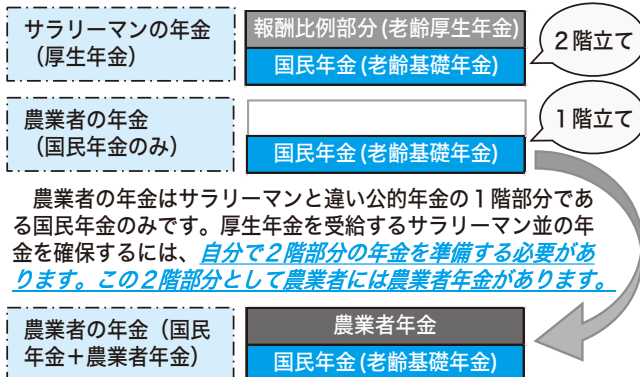
調査の結果、遊休農地または遊休化のおそれのある農地を把握した場合には、その所有者等を対象に、今後の農地に対する意向調査を行いますので、ご協力をお願いします。



# 知らないと損！ 農業者年金で税金対策



## まず農業者年金ってなに？

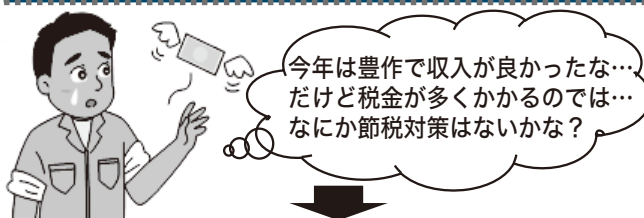


農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。

保険料は月額2万円から6万7千円の中で自由に選択できます。その支払った保険料全額が社会保険料控除となりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その合計額(最高保険料6万7千円の場合は3人分で24.1万2千円)が経営主の所得から控除できます。

## 保険料の前納納付を活用し、税金対策を。



前納すれば翌年1年間の保険料も全額社会保険料控除に使える！

### 注意点

11月15日が前納申し込み期限ですので、翌年の3月の確定申告で社会保険料控除として申告を考えている場合は、それまでにJAの窓口で申し込みをする必要があります。

よって11月初旬に今年の売上のチェックが必要！！

詳しい内容のお問合せは…

農業委員会またはお近くのJAへ！！

## でも…加入する条件があるんでしょ？

農業者年金 へは…



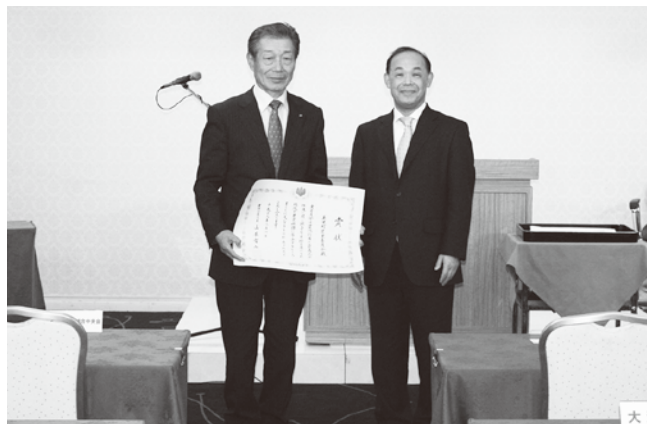
の方ならどなたでも加入できます。

※7月から9月は農業者年金加入推進強化月間です。農業委員がお宅に訪問した際は、お気軽にご相談ください。

## 美里町農業委員会が「農林水産大臣賞」受賞

3月27日、仙台市のホテル白萩を会場に「平成28年度農林水産功績者等表彰式」が開催されました。美里町農業委員会は、女性及び青年農業委員の活躍や農地利用の最適化に関しこれまでの活動の功績が認められ、農業委員会等表彰で農林水産大臣賞を受賞しました。

当日は、東北農政局宮城県拠点地方参事官垣見勝彦氏から渡邊雅光会長に表彰状が授与されました。





# 農家訪問

彫堂地区 菅野 洋明さん

お客さんに「おいしい」と言ってもらえるモノづくりに挑戦！



開発中の梨のシードル

彫堂地区の菅野洋明さんは、ネギの契約栽培と和梨、西洋梨、リンゴの生産販売をしています。ネギは一年を通じて生産・出荷できる体制づくりに取り組んでおり、果樹は自家販売を確立されているとのこと。収穫体験の受け入れや梨を使った商品開発にも挑戦しており、今後が期待される若きリーダーです。

取材：大崎幸信委員

## 編集後記

今年は、春先より好天に恵まれましたが、寒暖の差が続ぎ、水稲の生育が平年を下回る状況です。

梅雨入り後は、空梅雨が続き、今後の気候が気になるところですが、秋には豊作を願うものです。

さて、当農業委員会には、三名の女性委員がおります。農業者年金の加入推進をはじめ積極的に活動しており、女性農業者の社会参画に大きな役割を果たしています。私たち委員も、農業者の代表として、関係機関と協力しながら活動に取り組んでまいります。

編集委員長 高橋 繁廣

### 発行責任者

会長 渡邊 雅光

農業委員会だより編集委員会

編集委員長 高橋 繁廣

副委員長 三浦 淳子

委員 大崎 幸信

委員 福田なほ子

委員 柴山 真二

委員 伊藤 雄一